

幸田町学生ボランティア事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の教育力活用の一環として、大学生等を幸田町立小学校及び中学校（以下「小学校及び中学校」という。）の教育活動に学生ボランティアとして活用することにより、学校教育の充実を図ることを目的とする。

(登録条件等)

第2条 学生ボランティアの活動を行おうとする者は、幸田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に登録するものとする。学生ボランティアとして登録できる者は、大学、大学院又は短期大学（以下「大学等」という。）に在籍し、将来学校の教員を志望する学生、または卒業生とする。

(登録方法)

第3条 学生ボランティアの登録は、次のとおりとする。

(1) 登録を希望する学生は、学生ボランティア登録票（様式1）（以下「登録票」という。）により必要事項を記入し、教育委員会へ申込みを行う。

(2) 教育委員会は、当該学生が学生ボランティアの実施を希望する小学校及び中学校の校長（以下「校長」という。）に対し、前号に規定する登録票の写しを送付する。

(登録期間)

第4条 登録期間は、次のとおりとする。

(1) 登録期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度途中で登録をした者の登録期間は、当該登録をした日から当該登録をした日の属する年度の末日までとする。

(2) 登録期間が満了した場合には、本人からの学生ボランティアの登録抹消の申出、大学等の卒業又は教育委員会の判断により登録抹消の手続が取られない限り継続することができる。

(遵守事項)

第5条 登録を希望する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 学校教育の向上に資するため、積極的に学生ボランティアの活動を行うこと。

(2) 教育委員会及び校長の指示のもと、学生ボランティアの活動を行うこと。

(3) 学生ボランティアの活動を行う際は、政治的及び宗教的に中立であること。

(4) 児童、生徒及び教職員のプライバシーを尊重して学生ボランティアの活動を行うこと。

(5) 活動を通して知り得た個人情報等を、活動期間中及び活動終了後において他に漏らさないこと。

(6) 感染症等に罹患し又は罹患した疑いがある場合は、直ちに校長に申し出て、完全に治癒するまで活動を中止すること。

(活動内容)

第6条 学生ボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 学習活動の支援
- (2) 給食活動、清掃活動の支援
- (3) 特別支援学級の児童及び生徒の支援
- (4) 交流活動、体験活動等の支援
- (5) クラブ活動、部活動の支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が認める教育活動の支援

(派遣手続)

第7条 学生ボランティアの派遣手続は、次のとおりとする。

- (1) 登録者については、校長会で各校の希望に応じて配置を行う。
- (2) 校長は、学生ボランティアとして登録を受けた者に、面接等を通して活動の趣旨及び日時等を説明する。

(報償)

第8条 教育委員会は、学生ボランティアの活動に対して、予算の範囲内で報償を支払うことができる。

(保険)

第9条 学生ボランティアに登録し、活動を行う者は、活動開始前までに教育委員会が指定する保険に加入するものとする。保険料については、教育委員会が負担する。

(庶務)

第10条 学生ボランティアに関する庶務は、幸田町教育委員会学校教育課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、学生ボランティア事業実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月2日から施行する。